

平成26年5月9日

各 位

大阪市中央区内本町一丁目1番4号
株 式 会 社 藤 商 事
代表取締役社長 松元 邦夫
(コード番号：6257)

(問い合わせ先)

執行役員管理本部長 當仲 信秀
電話 06-6949-0323

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月9日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成26年6月26日開催予定の第49回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

社外取締役および社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、定款第25条（社外取締役の責任限定契約）および第33条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。

なお、定款第25条（社外取締役の責任限定契約）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

また、第25条および第33条の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年6月26日（予定）

定款変更の効力発生日 平成26年6月26日（予定）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第25条 ～ 第31条</p> <p>(条文記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第32条 ～ 第34条</p> <p>(条文記載省略)</p>	<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p><u>第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第26条 ～ 第32条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p><u>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第34条 ～ 第36条</p> <p>(現行どおり)</p>